

後期高齢者医療制度の各種通知を7月に送付

75歳以上のかたと、65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けているかたに、後期高齢者医療制度の各種通知を7月に送付します。

平成28年度保険料率の改定

増える医療費を賄うため、医療給付費等にに応じて2年ごとに保険料率の見直しをしています。

28年度の保険料は、均等割額は4万2千200円から4万2千400円に、所得割率は8.98%から9.07%に改定しました。

図1 保険料の算定方法

図1 保険料の算定方法のフローチャート。均等割額(42,400円)と所得割額(総所得-33万円)×9.07%を算定し、所得割額の軽減割合(所得15万円まで全額、20万円まで75%、58万円まで50%)を適用し、最終的な保険料(年額)を算出する。

表1 入院時食事療養費・生活療養費

表1 入院時食事療養費・生活療養費の表。自己負担額、一般病床、療養病床(食事代、居住費)の区分による金額を示す。

※1 平成28年3月31日までは260円、指定難病患者は1食260円に据え置かれます。また、精神病床へ平成27年4月1日以前から28年4月1日まで継続して入院した患者は、当分の間1食260円に据え置かれます。

保険料は世帯単位ではなく、個人単位での納付となります。保険料は、定額の均等割額と、被保険者個人の所得額を基に計算される所得割額により構成され、その合計額が保険料となります。(図1参照)

所得割額の軽減 公的年金の一般的な収入である21万円(旧ただし書き所得が58万円)までの所得階層

年金から天引きされない普通徴収のかたには、後期高齢者医療保険料決定通知書、納入通知書(納付書)を送付しますので、取り扱い金融機関で納付をお願いします。

低所得のかたは保険料が軽減されます 同一世帯内の被保険者および世帯主の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。(図1参照)

年金を受給していないかたは、納付方法の変更届により、特別徴収の中止の手続きをします。

一部負担金が3割から1割になる場合があります 一部負担金の割合が3割のかたで、次のいずれかに該当する場合は、申請により翌月から1割負担となります。

万円)までのかたについては、低所得者対策により所得割が全額軽減(図1参照)されます。保険料賦課決定通知書・納入通知書を7月に送付

保険料の納付は、原則として年金からの天引き(特別徴収)ですが、次のいずれかに該当するかたは、納付書や口座振替で個別に納める普通徴収となります。

外来および入院の自己負担限度額、入院時食事代の軽減 被保険者とその世帯全員が

同一世帯に被保険者が本人を含め2人以上いる場合で、被保険者全員の収入額の合計が520万円未満の場合

同一世帯に70〜74歳のかたがいる場合で、本人を含む前年の収入合計額が520万円未満の場合

郵便局員が受取人宅を訪問し、受取人が捺印により郵便物を受け取ることで、ご不在の場合は、不在通知が入っていますので、郵便局にお問い合わせください。

医療保険者証の更新 現在使用している後期高齢者医療保険者証は、7月31日(日)で有効期限が切れます。

後期高齢者 認定証をお持ちのかたには、8月1日(月)から有効の認定証を7月下旬に送付します。改めて申請する必要はありません。

住宅等に対する固定資産税の減額措置 家屋の固定資産税の減額措置を受ける場合は、改修工事完了後、3か月以内に申請が必要となります。

熱損失防止(省エネ)改修工事を行った住宅 床面積120㎡相当を限度として、翌年度分の固定資産税額を3分の1減額します。

住宅等に対する固定資産税の減額措置 家屋の固定資産税の減額措置を受ける場合は、改修工事完了後、3か月以内に申請が必要となります。

郵便局員が受取人宅を訪問し、受取人が捺印により郵便物を受け取ることで、ご不在の場合は、不在通知が入っていますので、郵便局にお問い合わせください。

医療保険者証の更新 現在使用している後期高齢者医療保険者証は、7月31日(日)で有効期限が切れます。

後期高齢者 認定証をお持ちのかたには、8月1日(月)から有効の認定証を7月下旬に送付します。改めて申請する必要はありません。

住宅等に対する固定資産税の減額措置 家屋の固定資産税の減額措置を受ける場合は、改修工事完了後、3か月以内に申請が必要となります。

熱損失防止(省エネ)改修工事を行った住宅 床面積120㎡相当を限度として、翌年度分の固定資産税額を3分の1減額します。

熱損失防止(省エネ)改修工事を行った住宅 床面積120㎡相当を限度として、翌年度分の固定資産税額を3分の1減額します。

住宅等に対する固定資産税の減額措置 家屋の固定資産税の減額措置を受ける場合は、改修工事完了後、3か月以内に申請が必要となります。

郵便局員が受取人宅を訪問し、受取人が捺印により郵便物を受け取ることで、ご不在の場合は、不在通知が入っていますので、郵便局にお問い合わせください。

医療保険者証の更新 現在使用している後期高齢者医療保険者証は、7月31日(日)で有効期限が切れます。

後期高齢者 認定証をお持ちのかたには、8月1日(月)から有効の認定証を7月下旬に送付します。改めて申請する必要はありません。

住宅等に対する固定資産税の減額措置 家屋の固定資産税の減額措置を受ける場合は、改修工事完了後、3か月以内に申請が必要となります。

熱損失防止(省エネ)改修工事を行った住宅 床面積120㎡相当を限度として、翌年度分の固定資産税額を3分の1減額します。

熱損失防止(省エネ)改修工事を行った住宅 床面積120㎡相当を限度として、翌年度分の固定資産税額を3分の1減額します。

住宅等に対する固定資産税の減額措置 家屋の固定資産税の減額措置を受ける場合は、改修工事完了後、3か月以内に申請が必要となります。

郵便局員が受取人宅を訪問し、受取人が捺印により郵便物を受け取ることで、ご不在の場合は、不在通知が入っていますので、郵便局にお問い合わせください。

医療保険者証の更新 現在使用している後期高齢者医療保険者証は、7月31日(日)で有効期限が切れます。

後期高齢者 認定証をお持ちのかたには、8月1日(月)から有効の認定証を7月下旬に送付します。改めて申請する必要はありません。

住宅等に対する固定資産税の減額措置 家屋の固定資産税の減額措置を受ける場合は、改修工事完了後、3か月以内に申請が必要となります。

熱損失防止(省エネ)改修工事を行った住宅 床面積120㎡相当を限度として、翌年度分の固定資産税額を3分の1減額します。